

航空法

1. 案内情報

- 手続名 : 耐空検査員の認定
手続根拠 : 航空法第 10 条の 2 第 1 項
手続対象者 : 耐空検査員になろうとする者
提出時期 : 提出先にお問い合わせ下さい。
提出方法 : 航空法施行規則第 16 条の 7 第 1 項により耐空検査員認定申請書を作成し、添付書類とともに、国土交通省航空局技術部航空機安全課に提出してください。
手数料 : 不要
添付書類・部数 : 航空法施行規則第 16 条の 7 第 2 項による。
申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
国土交通省航空局技術部航空機安全課 03-5253-8111 (内線 50213, 50214)
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口 : 上記提出先と同

3. 手続情報

- 審査基準 : 航空法施行規則第 16 条の 4 及び第 16 条の 6
標準処理期間 : 1.5 ヶ月
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)